

第 6 章

景観に配慮した公共施設等の整備

(景観法第 8 条第 2 項第 4 号ロ及びハ)

1. 景観に配慮した公共施設等の整備の考え方
2. 公共施設等の整備に関するデザイン調整の仕組み（景観調整会議）
3. 景観重要公共施設の指定方針等

1. 景観に配慮した公共施設等※¹の整備の考え方

公共施設等は、市民の活動や触れ合いを生み出す貴重な場であるとともに、長期間にわたって存在し続け、また不特定多数の人の目に触れる機会が多いことから、地域の景観を形成する上で極めて大きな役割を有しています。

このため、熊本市景観条例第5条で、市は道路、河川、湖沼、公園その他の公共施設の整備等を行う場合、良好な景観の形成に先導的役割を果たすことを努力義務として定めています。

そこで、本市がこれまで蓄積してきた景観に関する計画等の考え方を受け継ぐと同時に、今後求められる都市像に対応するため、公共施設等の整備を通じて、より魅力を感じられる景観形成を推進します。

また、本計画の景観形成方針や景観形成基準、重点地域等のエリアにおける景観特性の考え方、あるいは「熊本駅周辺地域都市空間デザインガイド」をはじめ、各地域のまち並みづくりのガイドライン等を十分検討して整備を進めていきます。

なお、複数の事業主体により公共施設等の整備が行なわれる場合、デザインの不調和を起こさないよう、庁内外の関係者が早い段階から景観形成の方針等を共有すると同時に、必要に応じて事業者間で調整を行なうこととします。

※1：道路・河川・公園等の公共施設及び公共建築物

(1) 公共施設の景観整備の進め方

①道路

- ・道路上の防災・減災の向上、安全かつ円滑な交通の確保に加え、良好な景観やまち並みの形成のため、熊本市無電柱化推進計画に基づき、市民の理解、関係者の合意や協力を得ながら無電柱化を推進します。
- ・街路樹は、熊本市域街路樹再生計画に基づき、道路利用者の安全性や快適性、維持管理費も考慮しつつ、「森の都」にふさわしい道路景観の向上を図ります。
- ・市民や事業者等からの寄付による「市電緑のじゅうたん事業」での軌道緑化や、企業との協働によるスポンサー花壇やパートナー花壇等の緑化により、道路にうるおいや彩りを添えていきます。
- ・道路照明灯は、熊本市光のマスタープランを遵守した仕様により、地域の景観の特徴を考慮した、まち並みが映える夜間景観づくりを進めます。
- ・道路は、沿道のまち並みと調和のとれた道路構造や緑を活かした道路景観に配慮します。高架橋の橋脚、橋桁、防音壁の意匠及び色彩については、周辺の景観との調和に配慮します。
- ・道路附属物のデザインは、「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（道路のデザインに関する



合同庁舎前交差点（無電柱化、街路樹整備、軌道緑化による景観整備の例）

る検討委員会)」を参照し、まち並みとの調和に配慮します。特に公園周辺、歴史的なまち並みが見られる区域では、道路附属物に加え、道路舗装の素材についても、緑や水、歴史的なまち並みとの調和に配慮します。

- ・案内誘導サイン等は、熊本市公共サインガイドラインに基づき、統一性を確保しつつ、地域の景観特性を踏まえたデザインとします。

②河川

- ・護岸等の構造物や植林帯は、河川の安全性の確保とともに、地域の自然や歴史に合ったデザインや人々の利用のしやすさに配慮した整備を進め、暮らしに溶け込んだ良好な河川景観を形成します。
- ・市街地の河川は、河川周辺の市街地における建築物や構造物の規制誘導との連携により、水辺とまちが一体となった美しい景観を形成するとともに、民間活力の積極的な活用により、河川空間を活用したまちの賑わいを創出し、河川景観の魅力の向上を図ります。
- ・河川美化活動等の市民活動の推進により、良好な河川景観を保全するとともに、人々の河川への関心や親しみを高めていきます。
- ・案内誘導サイン等は、熊本市公共サインガイドラインに基づき、統一性を確保しつつ、地域の景観特性を踏まえたデザインとします。



麴川（自然と調和した景観整備の例）

③公園

- ・都市公園は、熊本市緑の基本計画に基づき、景観に配慮するとともに、自然や歴史等の地域資源の保全・活用を図りながら整備を進めます。
- ・市民との協働による樹木や花壇の適切な管理により、美しい景観を維持します。特に利用者が多い公園では、民間活力の導入による施設の更新、管理運営などにより、人々を惹きつける魅力ある景観を形成します。
- ・本市のシンボリック存在である熊本城公園は、熊本城みどり保存管理計画を踏まえ、歴史的建築物とみどりが調和した美しい景観を形成します。
- ・案内誘導サイン等は、熊本市公共サインガイドラインに基づき、統一性を確保しつつ、地域の景観特性を踏まえたデザインとします。
- ・公園敷地内に設ける建築物や工作物については、公園内の水や緑の自然景観と調和するよう配慮します。



寂心緑地（適切な維持管理による景観整備の例）

(2) 公共建築物の景観整備の進め方

公共建築物は、民間建築物の手本となるよう、以下の点に配慮します。

- ・地域の景観特性を把握し、周辺の景観との調和に配慮したデザインとします。
- ・壁面・屋上緑化、敷地内緑化、植栽帯や花壇の整備等により、積極的に緑化し、緑豊かな景観づくりをリードします。
- ・サインを掲出する際は、熊本市公共サインガイドラインを参考とし、周辺の景観と調和させるなど、民間の模範となるような質の高い内容とします。
- ・規模や整備エリアに応じて、市民意見聴取、専門家等の助言を受けながら、デザインの向上に努めます。



ウェルパークくまもと
(壁面緑化による周辺景観との調和の例)

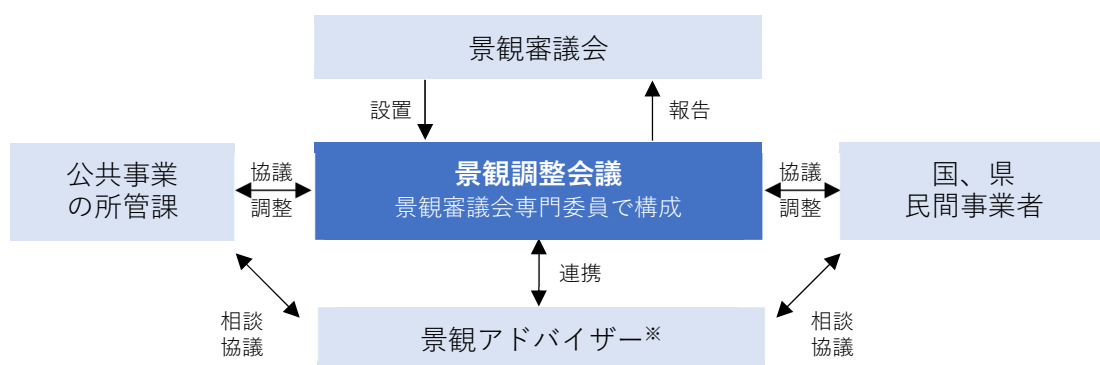
2. 公共施設等の整備に関するデザイン調整の仕組み（景観調整会議）

（1）景観調整会議の目的

本市では、令和2年（2020年）から、景観審議会専門委員で構成する「景観調整会議」を開催し、公共施設等の整備にあたり、あらかじめ専門家である専門委員の意見を聴きながらデザイン調整を行う取組を進めています。

景観調整会議は、以下に掲げる事項について景観審議会専門委員の意見を聴き、事業に反映することで質の高い空間整備の実現を目指すことを目的としています。

- ①道路、河川、湖沼、公園その他の公共施設および公共建築物の整備等を行う場合の色彩選定などデザインに関すること
- ②屋外広告や公共サインのフォントや表現、色彩などデザインに関すること
- ③景観に関連する計画やガイドライン等の策定等に関すること
- ④その他景観形成に関すること



※熊本市景観アドバイザー業務実施要綱に基づく

図 6-1 体制図

（2）対象

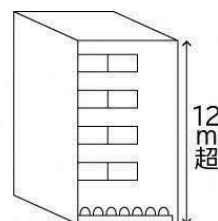
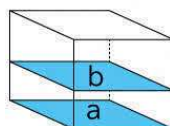
景観への影響が大きいと考えられる次のいずれかに該当する本市事業は、各事業において景観調整機能をもつ会議体を設置するか、本景観調整会議に諮り協議を行い、デザイン調整を行うこととします。ただし、事務局である景観計画所管課と協議のうえ景観形成に影響がないとされたものは除きます。

なお、本市は民間事業等についても、景観への影響が大きいと考えられる事業は、本景観調整会議の積極的な活用を促し、民間事業者からの調整申し出に対応します。

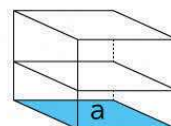
①下記の規模の大型事業

- ア 建築基準法第2条に規定する建築物の新築改築で延べ床面積2,500㎡以上のもの若しくは高さ12m又は建築面積1,000㎡を超えるもの

延べ床面積
 $a+b \geq 2,500\text{㎡}$

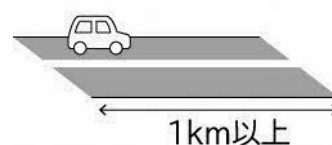


建築面積
 $a > 1,000\text{㎡}$

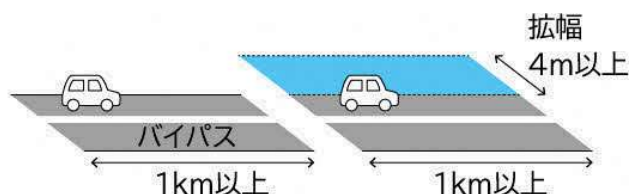


イ 道路法第2条に規定する道路の新設又は改築で次に該当するもの

(い) 新設 2車線以上、かつ、1km以上



(ろ) 改築 2車線以上、かつ、その区間の長さ1km以上のバイパス。又は、新たに車道幅員4m以上を付加する拡幅で、かつ、1km以上

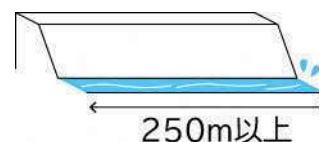


ウ 都市公園法第2条に規定する都市公園で整備面積5,000㎡以上のもの

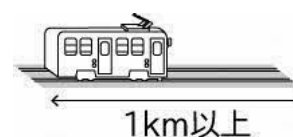
整備面積
5,000㎡以上



エ 河川法第3条に規定する河川で、整備延長250m以上のもの



オ 軌道法第1条に規定する軌道で、整備延長1km以上のもの



②重点地域内の視点場からの眺望範囲内で行う事業

③事務局が必要と判断したもの、または事業所管課が必要と判断したもの

(3) 協議時期

- ・各事業において、適切な時期や段階でのデザイン調整を行うため、事業所管課は、事前に事務局へ相談し、可能な限り余裕を持って景観調整会議に諮ることが望めます。
- ・なお、事業のスケジュールや予算を踏まえ、景観向上に向けた事業への反映を行うことを基本とします。



現地でのモックアップ確認の様子

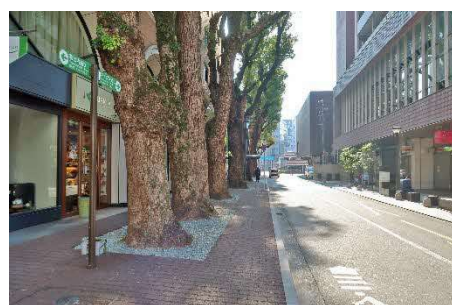
(4) 景観調整会議によるデザイン調整の実施事例

①熊本城周辺地域

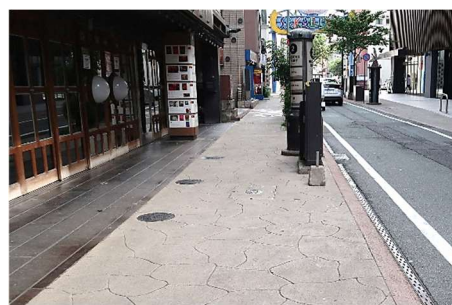
- ・下通二番街ウッドサークル板の舗装修繕【舗装等】
- ・花畑ポンプ場跡地整備【舗装・階段等】
- ・手取本町地下道出入口改修【建築内外装・照明】
- ・長堀通り照明用設備設置【電気盤等】
- ・桜町・花畑地区オープンスペースの案内誘導【サイン】
- ・栄通り歩道舗装【舗装】
- ・オークス通り歩道整備【舗装等】
- ・世界マスターズ水泳屋外広告物【サイン】
- ・第4回アジア・太平洋水サミット及び第38回全国都市緑化フェア公共サイン等【サイン】



花畑ポンプ場跡地整備



オークス通り歩道整備



栄通り歩道舗装



手取本町地下道出入口改修

②水前寺周辺地域

- ・ 水前寺成趣園周辺舗装【舗装・ガードレール】



水前寺成趣園周辺舗装

③江津湖周辺地域

- ・ 水前寺江津湖公園公共サイン【サイン】

④熊本駅周辺地域

- ・ ペDESTリアンデッキ塗り替え【道路構造物】
- ・ 熊本駅前広場の植栽植替え【植栽】
- ・ 防犯カメラのサイン計画【サイン】
- ・ 世界マスターズ水泳
プロジェクションマッピング【サイン】



水前寺江津湖公園
公共サイン



ペDESTリアンデッキ塗り替え

⑤電車通沿線地域

- ・ 辛島町電停改修【建築物・サイン・電気設備】
- ・ 辛島町電停デジタルサイネージ設置【サイネージ】
- ・ 動植物園入口電停改良【建築物・サイン・電気設備】
- ・ 熊本駅前停留所割り込み乗車対策【ピクトグラム】



辛島町電停改修

⑥白川沿岸地域

- ・ 白川小学校新校舎増築【建築物外装】

3. 景観重要公共施設の指定方針等

(1) 景観重要公共施設の指定方針

道路、河川、公園等の公共施設は、建築物、工作物、屋外広告物等とともに、地域の景観を構成する重要な要素の一つです。こうした公共施設とその周辺の建築物等が一体となった良好な景観形成を進めるため、良好な景観の形成に重要な公共施設を「景観重要公共施設」とし、景観計画に「整備に関する事項（景観法第8条第2項第4号ロ）」や「占用等の許可の基準（同号ハ）」を定めることができます。

本計画には、地域の景観にふさわしい整備の方針等を定めます。

■景観重要公共施設の指定の方針

- ・良好な景観を再生・創出する等、地域の景観形成の手本となる役割を果たす上で重要なものについて、景観重要公共施設の指定を検討していきます。
- ・重点地域にある公共施設や、景観資源として多くの市民から親しまれる公共施設については、景観重要公共施設の指定を検討していきます。

◆景観重要公共施設の対象（景観法第8条第2項第4号ロ）

- ① 道路法による道路
- ② 河川法による河川
- ③ 都市公園法による都市公園
- ④ 津波防災地域づくりに関する法による津波防護施設
- ⑤ 海岸法による海岸保全区域等に係る海岸
- ⑥ 港湾法による港湾
- ⑦ 漁港漁場整備法による漁港
- ⑧ 自然公園法による公園事業に係る施設
- ⑨ その他政令で定める公共施設（景観法施行令第2条）



例：水前寺江津湖公園

